

秋田県南部老人福祉総合エリア

軽費老人ホーム特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(横手市指定 第 0570323683 号)

当事業所は、秋田県南部老人福祉総合エリア軽費老人ホームに入居されている方で、ご契約いただいた方に対して、特定施設入居者生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

目 次	
1 施設経営法人.....	1
2 ご利用施設.....	2
3 居室等の概要.....	2
4 職員の配置状況.....	3
5 提供するサービスと利用料金.....	4
6 苦情相談窓口.....	5
7 契約締結からサービス提供までの流れ.....	6
8 サービス提供における事業者の義務.....	7
9 事故発生時の対応について.....	7
10 損害賠償について.....	7
11 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続.....	7
12 サービス利用を止める場合(契約の終了について).....	7

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 秋田県社会福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県秋田市御所野下堤五丁目1番の1 |
| (3) 電話番号 | 018-889-8360 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 佐々木 薫 |

2 ご利用施設(事業所)

- (1)施設の種類 軽費老人ホーム
- (2)施設の名称 秋田県南部老人福祉総合エリア 軽費老人ホーム
特定施設入居者生活介護事業所
平成27年 7月 1日指定 横手市 第 0570323683 号
- (3)事業の目的 施設に入居し、要介護状態等の認定を受けている者に対し、日常生活を営むために必要な支援を行うことを目的とします。
- (4)運営の方針 利用者が施設において、その有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるように、特定施設サービス計画に基づき、必要な入浴、食事、排せつなど必要なサービスならびに機能訓練などのサービスを提供します。
利用者の人格を尊重し、可能な限り利用者の意向に沿った、お一人お一人にあったサービスを提供します。
利用者の社会性の確保及び社会的な孤立感の解消に努めながら、心身機能の維持を図るとともに、ご家族の身体的・精神的負担の軽減になるように支援します。
事業の実施にあたっては、関係する市町村及び保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (5)第三者評価の実施状況 実施の有無 : 無
- (6)施設の所在地 秋田県横手市大森町字菅生田245番地の34
- (7)電話番号 0182-26-3886 (FAX 0182-26-3882)
- (8)開設年月 平成27年 7月 1日
- (9)入所定員 30人

3 居室の概要

当施設では以下の居室、設備をご用意しています。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。)

※軽費老人ホームの居室数

居室・設備の種類	居室数	備 考
一人部屋	※ 38室	トイレ、ミニキッチン、洗面台 ナースコール設置
二人部屋	※ 6室	
一時介護室(静養室)	1室	
食堂	1室	機能訓練室兼用
機能訓練室	1室	食堂兼用
トイレ		一般(男女) 身障用
浴室		

※上記は厚生労働省が定める基準により、特定施設入居者生活介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。この施設・設備の利用に当たって、ご契約者に特別にご負担い

ただく費用はありません。

※各居室及びトイレ、浴室など施設内の主要箇所にナースコールを設置しています。

※スプリンクラー消防設備を設置しています。

4 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して特定施設入居者生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞ ※職員の配置については、指定規準を遵守しています。

職 種	員 数	備 考
管理者	1 名	
事務員	1 名	
生活相談員	1 名以上	介護員兼務
計画作成担当者	1 名以上	介護員兼務
看護職員	1 名以上	
機能訓練指導員	1 名	
介護員	8 名以上	

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤務体制
管理者 生活相談員 看護職員	日番 8:30～17:15(原則 月曜日から金曜日)
介護員	日番 8:30～17:15 早番 7:00～15:45 夜勤 16:00～9:30

＜配置職員の職種及び職務内容＞

○生活相談員～ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。また、介護サービスの契約やサービス全般にわたって、ご契約者やご家族の相談に応じます。

○計画作成担当者～特定施設サービス計画の作成に関する業務及び関係機関との連絡調整を行います。

○介護員～ご契約者の日常生活上の介護ならびに健康保持のための相談・助言を行います。

○看護職員～主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

○機能訓練指導員～ご契約者の機能訓練を担当します。

5 当施設が提供するサービス

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

<サービスの概要>

- ①入浴～入浴または清拭を週2回以上行います。
- ②排せつ～排せつの自立を促すため、ご契約者の身体機能を最大限活用した援助を行います。
- ③機能訓練～機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を行います。
- ④通院等に係る移送及び付添い介助～横手市内の病院等に通院・受診する場合は、職員が移送付き添いを行います。(送迎30分^{*}。圏内を想定していますので、市外は面談にて応じます)
- ⑤その他自立への支援
 - ・ご契約者の自立支援のため、食堂にて食事を摂ってもらうことを原則としています。
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

<サービス利用料金について>

- ①ご契約者が介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援または、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)
- ②介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更します。
- ③特定施設入居者生活介護サービスの利用料金は、軽費老人ホーム入居費用とは別にお支払いいただきます。(詳細については、別紙「利用料金表」を参照して下さい。)

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

<サービスの概要と利用料金>

①レクリエーション・クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金については、材料代等の実費をいただくことがあります。

②貴重品及び金銭等の預り

通帳や印鑑、現金等を含む貴重品は原則お預かりできません。なお、健康保険証、介護保険者証等の預かりについてはご相談に応じます。また、成年後見制度等のご利用についてはご相談に応じます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活上の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただく

ことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。紙おむつ等の介護消耗品や居室内で使用する日用品等は原則ご契約者の負担となります。

(3) 利用料金の支払い方法

介護利用料の徴収は、翌月の20日に所定の口座から自動引き落としとなります。20日が土日、祝祭日の場合は翌日の引き落としになります。

6 苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、随時窓口を設けて対応します。

事業所の相談窓口	苦情解決責任者	施設長 鈴 屋 理絵子 (すずや りえこ)
	苦情受付担当者	後 藤 裕 介 (ごとう ゆうすけ)
	電 話	0182-26-3886
	F A X	0182-26-3882
	受付時間	随時、責任をもって対応します。 苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。
第三者委員 ※利用者からの苦情に適切に対処するため、当事業所関係者以外の中 立公正な「第三者委員」 を設置しています。	氏 名	長谷山 昌 子 (はせやま しょうこ)
	住 所	
	電 話	
	氏 名	小 野 美代子 (おの みよこ)
	住 所	
	電 話	

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

※行政機関の連絡先は別紙一覧参照

秋田県国民健康保険 団体連合会	所 在 地	秋田県秋田市山王4丁目2番地3号
	電 話	018-862-3850
	F A X	018-883-1551
	受付時間	午前8時30分～午後5時15分
秋田県福祉運営 適正化委員会	所 在 地	秋田県秋田市旭北栄町1番5号
	電 話	018-864-2726

(3) 虐待防止対策

虐待防止等の徹底を図るため、「職員の倫理・行動基準」を定め、下記の対策を講じます。

- ・虐待防止責任者及び虐待防止マネージャーを選定しています。

虐待防止責任者 管理者 藤 原 政 広 (ふじわら まさひろ)

虐待防止マネージャー 相談員 後 藤 裕 介 (ごとう ゆうすけ)

- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ・虐待防止委員会を設置しています。

(4) 障がい理由とする差別の解消の推進

差別解消責任者	管理者	藤 原 政 広 (ふじわら まさひろ)
差別解消相談員	施設長	鈴 屋 理絵子 (すずや りえこ)

差別解消法の定めにより、障がいを理由とする差別に関する相談等に対応します。

7 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画(ケアプラン)」に定めます。

「特定施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次のとおり行います。

- ① 計画作成担当者(介護支援専門員)等が特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等を行います。
- ② 計画の原案についてご契約者及びご家族への説明と同意を得て決定します。
- ③ 計画は6ヶ月または、12ヶ月に1回、もしくはご契約者、ご家族の要請に応じて変更の必要性を確認し、協議の上計画を変更します。
- ④ 変更の際は、ご契約者に対し書面を交付し内容の確認をしていただきます。

8 サービス提供における事業者の義務

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するに当たって次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態から見て必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、契約終了した日より5年間保管するとともに、ご契約者またはご家族の請求に応じて閲覧させ、複写物(コピー)を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者または、他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥ご契約者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者の選定及び設置、虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果を職員へ周知徹底します。また職員に対し研修を実施し虐待防止に努めます。ご契約者が虐待を受ける、または受ける恐れがあるときは、事業者は直ちに適切な措置を講じます。

⑦事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) 但し、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供いたします。

9 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係機関、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

10 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意または、過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を配慮して相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

11 利用者が介護居室または一時介護室に移る場合の条件及び手続き

事業所は利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な場合には、一時介護室(静養室)においてサービスを提供する場合があります。必要性の判断は、利用者の意思を確認し、利用者の主治医もしくは協力医療機関の医師の意見を聞いて行うこととします。尚、緊急の場合で医師の意見を事前に求めることができなかったときは、事後速やかに医師の意見を聞き、適切な措置を講じます。

12 施設の利用に当たっての留意事項

ご契約者は、要介護状態の悪化を予防するため、心身の変化を自覚して常に健康維持に努めその有する能力に応じ自立した日常生活を営むよう努めてください。

13 サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の30日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

①ご契約者が死亡した場合

- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が「自立」と判断された場合
- ③施設への入居契約が終了した場合
- ④事業者が破産した場合または、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合または、指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約または、契約解除の申し出があった場合

(1)ご契約者からの解約・契約解除の申出

契約の有効期間であっても、ご契約者から入居契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の30日以上のお断りを持って解約届出書をご提出下さい。

但し、以下の場合には即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設入居者生活介護サービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意または、過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけまたは、著しい不信行為、その他ご契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の入居者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または、傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの契約解除の申出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事項を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係らずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意または、重大な過失により事業者または、サービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または、著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

14 重度化した場合における対応に係る指針

- (1)当事業所は、入居者の健康管理を目的として、当事業所が配置している看護師へ夜間帯、土日休日を含め24時間体制で温コール対応できるようマニュアル化しており、居室に設置されたナースコール(緊急通話通報装置)での対応等、緊急時対応できる体制をとっています。

(3) 入居者が体調不良を訴えた場合、または介護職員の観察により入居者の体調不良が認められた場合は、当事業所が配置している看護師が体調把握を行い、状況に応じて通院支援、入院時の支援等を行います。特に重篤な状態であると介護職員及び看護職員が判断した場合には、救急車での緊急搬送対応等を行います。

私はサービス提供に当り、利用者及びその家族に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明し、同意を得て、本書を受け取りました。

秋田県南部老人福祉総合エリア
軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護事業所)

私は、事業者より重要事項の説明を受け、サービス提供の開始について同意し、本書の交付を受けました。

住 所

住 所

利用者との関係

住 所

利用者との関係